

平成26年9月12日

流山市長 井崎 義治 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



ご請求いただいた費用に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成26年8月21日に貴市より受領いたしました「平成25年度の放射能対策に係る損害賠償請求について」について、弊社の考え方をご回答申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

貴市に大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識し、一律的な判断をすることなく、これまで以上に貴市が被られた損害の内容やご負担された内容等を詳しくお伺いさせていただきたく存じます。

なお、平成25年4月から平成26年3月までの間に被られた弊社事故によるご損害に係る賠償金のお支払い対象となる賠償項目等につきましては、平成26年6月27日に受付開始のご案内をさせていただいたところでございます。平成25年度のご請求につきましても、平成24年度までのご請求と同様に、引き続き、貴市のご事情を個別にお伺いさせていただきつつ、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいります。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上